



# FAXニュース れんごう 北海道

2005・7・28 4

組織労働 局

## 北海道最低賃金改正の審議が始まる

北海道地方最低賃金審議会は、本日、本審議会と専門部会を開催し、最低賃金改正に向けた審議が開始された。

本日の審議会で労働側委員は、改善傾向にある道内の雇用・経済情勢を説明し、加えて、現在の最低賃金が経済的に自立できる水準にないことを指摘し、2%の引き上げで時間額651円を主張した。(下記「労働側の基本主張」参照)

これに対し使用者側は、経済の回復状況は地域間・企業規模間で格差があり、景況感にも温度差があることや、中小企業の資金繰りの厳しさ、原油をはじめとする原材料費の高騰による先行きの不透明感をあげ、引き上げ「ゼロ」を主張した。

7月26日には、中央最低賃金審議会で公益委員見解であるが、4年ぶりに地域別最低賃金額改定における引き上げ額の目安が示され、北海道は3円の引き上げとなっており、今後は労使の主張に大きな隔たりがある中、10月1日発効を睨んで、目安額3円を踏まえた論議が展開されていくことになる。

今後の審議日程は、8月2日、4日、5日が予定されている。

また、本日の審議会では、産業別最低賃金の改正決定必要性の有無についても審議され、「必要性有」が確認されている。

### 労働側の基本主張

2005年7月28日(木)

平成17年度第2回北海道地方最低賃金審議会

1. わが国の経済は、2002年を底にして景気は着実に回復を続けている。

企業業績も、産業や企業によってバラツキがあるものの全体として改善が進んでおり、収益力はこの10年間で最も高いレベルにある。

一方、労働者の生活は可処分所得が6年連続で対前年比マイナス、また労働分配率の低下に見られるように片寄った配分となっており、置き去りにされたままである。

更に、所得の上下の格差が拡大しており、不平等が進むなかで低所得層が経済的に自立できる社会政策としての最低賃金政策が求められている。

2. 本道の経済状態は、規制緩和政策の影響を受けている交通運輸産業や公共投資の削減に直面する建

設産業は、依然厳しい局面にあるが、全体としては一昨年、昨年より着実に改善している。

また、雇用・失業情勢も完全失業率などは高い水準にあるが低下傾向にあり、有効求人倍率も改善が図られている。

一方、雇用形態の多様化が進んでおり、低労働条件で働くパートタイマー、契約社員、派遣労働者、アルバイトなどの非正社員労働者は、本道では約37%にも昇っており、底上げが急務である。

3. 本道における本年の一般労働者の賃金改定状況は、連合北海道の集計では、単純平均で3,110円、1.38%（昨年、2,973円、1.30%）、加重平均では3,604円、1.48%（昨年、3,474円、1.42%）で、額・率ともにわずかであるが前年を上回っている。

妥結組合のうち従業員規模29人以下で見ても、単純平均で3,189円、1.54%（昨年、2,901円、1.23%）、加重平均では3,286円、1.60%（昨年、2,880円、1.32%）という状況である。

また、このところ企業業績の成果について月例賃金より一時金に配分する企業が増加しているが、本年の夏季一時金の妥結平均は59万7,663円、2.15ヵ月となっており、前年実績と比較すると額で4万7,279円、月数で0.12ヵ月のプラスとなっており、企業業績の回復が反映される結果となっている。

本道の改定審議に際しては、こうした一般労働者の賃金改定状況を踏まえることが必要である。

4. 現在の本道の最低賃金の時間額は638円である。法定労働時間を目一杯働いたとしても、月額にして1ヵ月173.8時間で算出すると110,884円、年間で133万613円にしかならない。

この水準では、単身者であっても経済的に自立した生活は過ごせない。生計費や実勢賃金からして低すぎる。

連合が2003年にマーケットバスケット方式によって試算した若年単身労働者の必要最低生活費を担保する所得は、埼玉県で月額146,000円、時間額で840円であった。これを北海道の物価水準等で算定すると、月額137,300円、時間額790円となる。われわれは、本道の最低賃金水準をこの水準まで引き上げるべきだと考える。

このため、本年は2%引き上げ、時間額を651円とすべきである。

5. いま、若年者の雇用問題が大きな社会問題となっている。フリーターは全国で400万人を超えている。

フリーターの平均収入は106万円で、当然自立できないことから、約8割が親の世帯に同居している。年金など社会保険制度に未加入の人が多く、また結婚もできなく、少子化に拍車をかけている。

フリーターの高齢化が進行するなか、日本社会の再生産、持続可能な社会とするためにも、経済的に自立できる水準に引き上げるべきである。

若年労働者は親の援助、女子パートは配偶者の所得、高齢者は年金所得と合計しなければ自立できない状況を早期に改善すべきである。

また、働く労働者の収入が生活保護世帯の保護費よりも低い最低賃金政策は、活力を失う。

以 上